

西脇市障害者差別解消の推進に関する取組方針

1 趣旨

この取組方針は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の施行に伴い、障害者差別の解消を推進することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）等を踏まえ、障害者差別の解消の推進に関する西脇市（以下「本市」という。）の取組の基本的な考え方及び取組の内容について定めるものとする。

2 取組の基本的な考え方

法においては、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として制定され、行政機関等及び事業者が取り組むべき措置として、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、社会的障壁（障害者が日常生活や社会生活を送る上で障害となるような社会的物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）を取り除く配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供について定めている。

また、国の基本方針では、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）をいう。以下同じ。）のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生じるものとしている。

本市においても、これらのことに鑑み、障害者の権利利益が侵害されることのないよう、行政機関として障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に取り組むとともに、市民への啓発活動を推進することにより、社会的障壁を取り除き、障害の有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指すものとする。

3 取組の内容

本市は、障害者差別の解消を推進するために、次の取組を行うものとする。

(1) 不当な差別的取扱いの禁止

法においては、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否したり、制限した

り、条件を付けたりするなどの不当な差別的取扱いをしてはならないとしており、本市においても、サービス全般において、不当な差別的取扱いを禁止する。

(2) 合理的配慮の提供

法においては、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その業務の目的、内容、機能に照らし、障害のない人との比較において同等の機会の提供をするものであるかに留意し、過重な負担を要する場合を除き、合理的配慮を提供しなければならないとしている。本市においても、障害の状況等は一人ひとり異なるため、その人の意向を確認し、国の具体例を参考にしながら場面に応じて、障害者本人を主体として対応することを基本とする。

なお、取組に当たっては次の事項に留意し行うものとする。

ア 意思の表明

意思の表明については、障害者からの意思表示のみでなく、障害等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

また、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるものとする。

イ 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担に当たるかどうかについては、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことのないように、個別の事案ごとに、事務・事業への影響、実現の可能性、費用・負担の程度等を考慮し、総合的・客観的に判断するものとする。

なお、求められた配慮を行うことができない場合は、その理由を説明し、理解を得るよう努めるとともに、可能な代替措置について話し合い、障害者等の意向に沿えるよう努めるものとする。

ウ 指定管理者に関する取扱い

公の施設を指定管理者制度により事業者管理にさせる場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、指定管理の条件に、合理的配慮の提供について盛り込むものとする。

(3) 職員対応要領の策定及び職員研修の実施

ア 職員対応要領の策定

本市の職員（以下「職員」という。）が障害者差別の解消に適切に取り組むため、「(1) 不当な差別的取扱いの禁止」、
「(2) 合理的配慮の提供」の内容を踏まえ、職員対応要領を策定するものとする。

また、職員対応要領の内容は、市内の取組状況等に応じ、必要が生じた場合は変更するものとする。

なお、職員対応要領の策定及び変更に当たっては、西脇市障害者地域支援協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴くものとする。

イ 職員研修の実施

合理的配慮の提供等の取組は、全ての職員が実践する必要があるため、法律の趣旨や職員対応要領の内容、障害の基本的な理解が職員に十分浸透するよう、職員研修を行うものとする。

(4) 市民への啓発

法においては、国と地方公共団体が、障害を理由とする差別の解消についての国民の関心と理解を深めることなどを目的として、啓発活動に取り組むこととされており、本市においても、子どもから高齢者まで、年齢を問わず障害に関する知識・理解を深めるための啓発活動として、リーフレットの作成・配布、障害への正しい理解の促進を図るための講演会や研修会の開催等を、障害者と連携のうえ行うものとする。

市民のうち事業者については、各省庁が事業分野ごとに策定する「対応指針」に沿って対応していくこととし、特に障害に関する理解が必要となる合理的配慮については、事業者が行う研修等に使用する資料の提供等の支援を行うものとする。

(5) 相談窓口の設置

障害者及びその家族等からの障害を理由とする差別に関する相談窓口は、障害福祉担当課及び委託相談支援事業所に設置し、関係機関等と連携し適切に対応するものとする。

(6) 本市が設置する施設・設備の改善

法においては、行政機関等及び事業者は、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備に努めることとされており、今後設置する施設は、ユニバーサルデザインの考え方を導入し、既設の施設についても、利用状況や施設の管理計画等を考慮のうえ、手すりや点字ブロックの設置等、バリアフリー化に努めるものとする。

4 推進体制及び取組方針の見直し

市内においては、取組に係る情報の共有及び連携を図り、困難事例などがある場合には、必要に応じて関係部署による取組内容に係

る検討会を開催するものとする。また、障害者差別の解消の着実な推進を図るため、協議会において庁外の事例などを聴取するとともに、市民への啓発活動や設備整備の状況などの取組内容について報告し、意見を聴くものとする。

この取組方針を見直す場合においても、協議会の意見を聴くものとする。